

香川高等専門学校高松キャンパス学生会監査委員会会則

平成 21 年 10 月 1 日制定

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、香川高等専門学校高松キャンパス学生会監査委員会と称する。

第 2 条 本会は、学生団体の健全かつ円滑な運営とその活動を支援または活性化することを目的とする。

第 2 章 役員及び指導教員

第 3 条 本会に次の役員を置く。

委員長 1 名，副委員長 1 名，監査委員 1 名，文化部監査委員 1 名，
体育部監査委員 1 名

第 4 条 役員は次の方法により選出される。

1. 委員長・副委員長・・・・役員選挙
2. 監査委員・・・・委員長の任命
3. 文化部監査委員・・・・文化部長会から選出
4. 体育部監査委員・・・・体育部長会から選出

第 5 条

1. 委員長は、本会を代表してその会務を総括する。
2. 副委員長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 監査委員は主に学生団体の監査活動を行い、会議でそれぞれの活動を審議する。
4. 文化部・体育部監査委員はそれぞれの部・同好会を中心とした監査活動を行う。

第 6 条 監査委員は他の全ての役職を兼任できない。

第 7 条 役員は任期は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年とし、欠員を生じた場合はその都度補充する。

第 8 条 本会は校長によって任命された教員を指導教員とする。

第 3 章 会 議

第 9 条 本会には次の会議を置く。

一般会議，特別会議，学生団体審査会議

第 10 条 一般会議は役員で構成され、本会の内務に関する決議機関である。

第 11 条 一般会議は每学期 1 回以上開かなければならない。

第 12 条 特別会議は役員で構成され、本会の渉外に関する決議機関である。

第 13 条 特別会議はその必要に応じて随時開くものとする。

第 14 条 学生団体審査会議は役員で構成され、学生団体の処分に関する決議機関である。

第 15 条 学生団体審査会議は毎年 1 回以上開かなければならない。

第 16 条 全ての会議は全員参加を原則とする。

第 17 条 学生団体審査会議は全員、その他の会議は委員の 5 分の 3 以上の出席をもって

成立する。

第 18 条 決議は全て過半数以上の賛成で可決する。

第 19 条 本会はそのものが執行機関を成し、執行責任は委員長が負うものとする。

第 4 章 監査活動

第 20 条 本会には次の監査活動を置く。

会計監査，部活動実地査察

第 21 条 全ての監査活動は全員参加を原則とする。

第 22 条 会計監査は学生団体の会計処理を精査するものであり、毎学期 1 回以上行わなくてはならない。

第 23 条 委員長は会計監査の結果を部長会にて発表しなければならない。

第 24 条 部活動実地査察は部活動の活動状況を把握するために行い、委員長の判断により不定期に行うものとする。

第 25 条 部活動実地査察は複数の役員で行わなければならない。

第 5 章 学生団体に関する規約

第 26 条 学生団体に次の区分を設ける。

部，同好会，非公認の学生団体（愛好会）

第 27 条

1. 部と同好会をまとめて部活動と呼ぶ。
2. 部には文化部と体育部とがあり、各部長会を構成する。
3. 同好会は部に満たない学生団体を指す。

第 28 条 部活動の成立条件は次のように定める。

1. 文化部は 10 名以上の部員と 1 名以上の顧問教員で成立する。
2. 体育部は 10 名以上の部員と 2 名以上の顧問教員で成立する。
3. 同好会は 5 名以上の部員と 1 名以上の顧問教員で成立する。

第 29 条 部活動の昇格・降格基準は次のように定める。

・昇格条件

1. 活動内容・成績が特に優れ、部の成立条件を満たした同好会

・降格条件

1. 部の成立条件を満たさず、部活動内容の薄い部
2. 学生祭・総合文化祭に出場しない文化部。
3. 高専大会に出場しない体育部。
4. 経験者である顧問が必要であるが、顧問教員が不在の体育部。

第 30 条 部活動の降格・解散において次の規定を設ける。

1. 監査委員会の決議により降格・解散に相当した部活動は、代表者を特別会議に出席させなければならない。代表者欠席の場合は、顧問教員への聞き取りを行い、特別会議の代わりとする。
2. 解散が妥当であると判断された部活動については、実地査察および特別会議の内容をもとに作成した監査委員会所見を学生会および学生主事に提出し、双方の判断を仰ぐ。

3. 降格または解散の決定は、学生会役員会議の所見をもとに、学生小委員会及びクラブ顧問会議で審議を経て行われる。

第 31 条 部活動には次の書類の提出義務を課す。

1. 部・同好会報告書・・・・・・・・・・毎年度1枚
2. 同好会継続願（同好会のみ）・・・・毎年度1枚

これらの書類の提出が無い部活動は、予算減額や降格の対象といった厳重処分を受ける。

第 32 条 学生団体の予算設定は学生会会計と相談して決定すること。ただし予算の限度額は部 50 万円程度まで、同好会 5 万円程度までとする。

第 33 条 学生団体の会計処理は支出伺いによってのみ行ない、その他の手段で予算使用を認めてはならない。

第 34 条 学生団体の予算使用について次の制限を設ける。

1. 各団体に関連性の無い物品の支出を認めない。
2. 個人目的の可能性のある物品の支出を認めない。

その他、監査委員の裁量によって支出を制限する場合がある。

第 35 条 部活動の予算使用は、原則として団体運営に欠かせないものから順を追って支出し、不足分が発生した場合はそれ以上の支出を行なわない。

第 36 条 不可避の事由により予算超過をしてしまった学生団体には、部活動充実費を支給することがある。

第 37 条 大幅な予算超過や無計画な会計処理による不足分には部活動充実費を支給しない。

第 38 条 活動内容・成績などが特に優れている学生団体またはその代表者を、本会から表彰対象として推薦することができる。

第 39 条 学生団体にその他の過失が認められた場合、その程度に応じた処分を本会が行うことができる。

第 6 章 学生団体に対する処分

第 40 条 様々の集会・会議などに参加しない学生団体には、最大で 2 割の予算減額を施行できる。

第 41 条 会計処理を偽証した学生団体には、最大で 5 割の予算減額を施行できる。

第 42 条 事件事故を発生させた学生団体は、学校側の処分に従わなくてはならない。

第 43 条 これらの処分の審議・決定は学生団体審査会議で協議するものとする。

第 44 条 予算減額についての処分が重複した場合は、減額率の最も大きいもののみを適用する。

第 45 条 改善勧告や改善命令を受けた学生団体は、その内容を早急に履行しなければならない。

附 則

この会則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。